

## 特区の評価について

(下線部分は追加部分)

## 1. 評価委員会の役割

構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定)に定める、評価委員会の役割は概要以下のとおり。

- (1) 評価委員会は、関係行政機関の長が行う、規制の特例措置の適用状況についての定期的な調査の報告を踏まえ、評価のための意見を本部長に提出する。本部は評価委員会の意見を踏まえ、評価についての決定を行う。
- (2) 評価委員会は、内閣総理大臣が法第8条第1項の規定に基づき特区計画の適正な実施のために必要な措置を、又は規制所管省庁が法第8条第2項の規定に基づき規制の特例措置の適正な適用のために必要な措置を地方公共団体に求める場合に、本部を通じて意見を求められる。

## 2. 評価の基本理念

特区において講じられた規制の特例措置の評価は、以下の方針を踏まえて行う。

- (1) 特区において実施される規制の特例措置は、一定期間後に評価を行うことにより、特区の成果を着実に全国に広げていくことが必要である。この点については、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003(平成15年6月27日閣議決定)においても、「認定された構造改革特区において実施されている規制の特例措置について、評価のための委員会で特段の問題の生じていないと判断されたものについては、速やかに全国規模の規制改革につなげる」と明示されているところである。ただし、規制所管省庁が自らの判断により特例措置の全国化を行う場合には、評価に先立って行ってよいものとする。
- (2) 評価に当たっては、規制の直接の当事者である供給者側の視点のみならず、消費者・需要家の視点も重視するものとする。
- (3) これらを踏まえ、規制の特例措置による弊害の有無についての評価を重視するが、併せて、規制の特例措置による効果も十分に評価するものとする。
- (4) 一連のプロセスは、透明性を保って進めることとする。

### 3. 評価の観点

(1) 規制の特例措置ごとに、下記「4. 検討項目」に基づいて評価を行うが、弊害等が存在する場合であっても、是正措置による弊害防止のための取組が可能であるか等の検討を行い、全国展開の在り方を検討する。

(2) 特区において講じられた規制の特例措置については、毎年度その実施状況について以下の2つの観点からの評価を行う。

.....) 規制の特例措置のあり方に関する評価

規制の特例措置について、

ア) 地域を限定することなく全国において実施

イ) 引き続き当該地域特性を有する地域に限定して適用

ウ) 規制の特例措置の廃止又は是正

のいずれかの評価を行う。

.....) 個別の特区において講じられた規制の特例措置の効果、影響等に関する評価

規制の特例措置が特区内において適切に実施されているか、構造改革特別区域計画に記載されているような効果を上げているか、について評価し、必要に応じて規制の特例措置の是正又は取消しや、構造改革特別区域計画の改善の要求又は認定の取消しに係る判断の材料とする。

(3) 利用されていない特例措置、利用状況が十分でない特例措置については、その原因を調べることにより、規制の特例措置の是正、改善（規制の特例措置の追加を含む）を図る。

### 4. 検討項目

(1) 評価の方法等について

〔評価の時期〕

評価は、提案募集と同様に年2度程度行うこととし、規制の特例措置ごとの評価の時期は、個別事業の進捗状況を踏まえて定める。

具体的には、第1次提案を踏まえ実現した特例措置は、原則として平成16年4月からの調査対象とする。また、第2次提案を踏まえ実現した特例措置は、原則として平成16年10月の調査対象とするが、可能なものについては平成16年4月の調査対象とする。

### 〔調査の方法〕

- (1) 適切な評価を行うためには、実証的なデータに基づく議論が必要。また、データ収集のための調査を適切に実施することが必要である。
- (2) このため、評価の際の資料として、規制所管省庁による調査結果と併せて、評価委員会独自の調査を行い、その結果を活用する（平成16年度予算要求中）。
- (3) 評価委員会は、規制の特例措置による利益に重点を置いた調査を行うとともに、規制の所管省庁の調査について第三者としての立場からの検証を行う。

### 〔評価の基準、指標等〕

- (1) 評価の基準（「全国において実施」の適否を、どのような基準により判断するか。）
  - 計画の実施が適切でないために生じている弊害と、規制の特例措置による弊害を区別する。
  - 異なる特区において適用されている一の特例措置を評価する際には、地域特性を考慮する。
  - 特区において弊害等が存在する場合には、全国展開のための是正措置の必要性及びその内容を検討する。
- (2) 評価の指標（どのような指標を設定することとするか。）
  - 規制の特例措置ごとの具体的な指標は、専門部会において検討することとする。
- (3) 評価の手法
  - 定型的な項目については調査票形式により調査手続きの効率化を図るとともに、評価委員会による調査は、これまで明らかにされていなかった規制の特例措置による利益を顕在化させるため、現地におけるヒアリングの活用を図るものとする。
  - どのような関係者に、どのような効果、弊害が生じているかについて、全体を評価することとする。

## 5. 専門委員・専門部会について

(1) 各分野における専門の事項を調査するため専門委員の活用を図るとともに、専門的知見を生かした集中的な検討を行うため、専門部会（仮称）を設け、評価委員会による最終的な評価に先立ち、専門部会において意見の作成を行う。

(2) 専門部会の案は以下のとおり。

|                 |             |              |                 |
|-----------------|-------------|--------------|-----------------|
| <u>医療・福祉・労働</u> | <u>教育</u>   | <u>農村活性</u>  | <u>エネルギー・安全</u> |
| <u>産業振興</u>     | <u>国際交流</u> | <u>国土・物流</u> | <u>地域活性</u>     |

## 6. 民間作業グループの活用

評価委員会の事務作業については、民間からのスタッフの参画を求める。